

平成 24 年 2 月 17 日
消 費 者 庁

「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起

「太陽光発電事業」に関連するとみられる「合同会社加盟店」の募集を巡るトラブルについて、平成 23 年秋以降、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられています。

消費者庁が、相談の内容を確認したところ、特定の法人についての相談が多く、それらには、不適切な勧誘行為（消費者事故等）に関する情報が含まれていました。

このため、消費者庁は、消費者安全法（平成 21 年法律第 50 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、消費者事故の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

なお、不適切な募集行為を行っていた事業者は、「サンパワー株式会社」、「株式会社日進商事」及び「フリークライアント合同会社」の 3 法人です。

（注意喚起の要旨）

- 3 法人は、米国の太陽光発電装置の製造事業者名を冠したパンフレットを使用し、一部では、同製造事業者を本社としてその連絡先を記載するなど、あたかも同製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集をしています。しかし、当庁が同製造事業者に確認した結果、3 法人と一切関係がないことが判明しました。
- 当該募集においては、「合同会社加盟店」の契約の中身が不明確である上、契約後に送付される「証書」が「グリーン電力証書」と題する文書であることの説明がなされていません。
- グリーン電力証書^{（注）}の発行に法律上の規制はありませんが、3 法人から送付される文書には、グリーン電力に関わる情報（発電電力量、発電方法等）の記載がなく、何が証されるのかが不明確です。民間で一般的に発行されているグリーン電力証書とは全く異なるものです。
- 3 法人とは別の者が、当該契約を「代わりに申し込んでくれれば、謝礼と費用を支払う」旨の説明で勧誘する「劇場型」の手口も行われています。決して勧誘に応じないようにしましょう。

（注）グリーン電力証書とは、グリーンエネルギー（太陽光、風力等）から得られた電気を電気そのものと環境付加価値とに切り離し、環境付加価値を証書の形で電力需要家が保有することで、グリーンエネルギーによる電気とみなすものです。企業などが環境対策として証書を購入することで、グリーン電力の発電設備の普及に貢献することが可能です。

本件に関する問合せ先

消費者庁 消費者政策課 消費者事故対応室

TEL : 03 (3507) 9187

「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する注意喚起

1. 「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関する

勧誘トラブルの状況

「太陽光発電事業」に関連すると見られる「合同会社加盟店」の募集を巡るトラブルについて、平成23年秋以降、各地の消費生活センターに多くの相談が寄せられています。

消費者庁が、相談の内容を確認したところ、特定の法人についての相談が多く、それらには、不適切な勧誘行為（消費者事故等）に関する情報が含まれていました。

このため、消費者庁は、消費者安全法（平成21年法律第50号）第15条第1項の規定に基づき、消費者事故の発生又は拡大の防止に資する情報を公表し、消費者の皆様にご注意を呼びかけます。

なお、不適切な募集行為を行っていた事業者は、「サンパワー株式会社」、「株式会社日進商事」及び「フリークライアント合同会社」の3法人です。

（注意喚起の要旨）

- 3法人は、米国の太陽光発電装置の製造事業者名を冠したパンフレットを使用し、一部では、同製造事業者を本社としてその連絡先を記載するなど、あたかも同製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集をしています。しかし、当庁が同製造事業者に確認した結果、3法人と一切関係がないことが判明しました。
- 当該募集においては、「合同会社加盟店」の契約の中身が不明確である上、契約後に送付される「証書」が「グリーン電力証書」と題する文書であることの説明がなされていません。
- グリーン電力証書の発行に法律上の規制はありませんが、3法人から送付される文書には、グリーン電力に関わる情報（発電電力量、発電方法等）の記載がなく、何が証されるのかが不明確です。民間で一般的に発行されているグリーン電力証書とは全く異なるものです。
- 3法人とは別の者が、当該契約を「代わりに申し込んでくれれば、謝礼と費用を支払う」旨の説明で勧誘する「劇場型」の手口も行われています。決して勧誘に応じないようにしましょう。

2. 具体的な勧誘事例

事例 1

- 業者Aから消費者に、「太陽光発電の会社からパンフレットが届いたら、電話をしてほしい」と電話があった。
- 消費者が郵便物を確認すると、「サンパワー株式会社」から消費者に、「太陽の恵みをみんなの恵みに太陽光システム」というタイトルで米国の太陽光発電装置の製造事業者名が付記されたパンフレットと、「合同会社加盟店のご案内」と、「入会申込書(契約書面)」と、「グリーン電力証書」が送られてきていた。
- パンフレットには、米国の太陽光発電装置の製造事業者がいかに先進的であり、優良であるかを説明しているものの、「サンパワー株式会社」が募集している合同会社加盟店についての説明はなかった。
- 「合同会社加盟店のご案内」には、次のような記載があった。
 - ・「加盟店入会金 500,000 円／1 口
 - 価格内訳
 - 加盟入会金 450,000 円
 - 管理組合費 50,000 円
 - ・「加盟店商号 合同会社エコ加盟店」
 - ・「契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約」
 - ・「募集加盟口数 定員 100 人 300 口」
 - ・「契約期間 1 年償還（自動延長あり）」
 - ・「加盟分配金 年利 下限 3%～上限 6%を償還利息とする」
 - ・「募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます」
 - ・「発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します」
- 消費者は、業者Aに電話をすると、「そのパンフレットが届いた人だけが買えるものなので、代わりに買って欲しい。1 口 50 万円を 18 口分の 900 万円をサンパワー株式会社へ振り込むので、サンパワー株式会社に確認して欲しい」と言われた。
- 消費者は、「サンパワー株式会社」に電話をすると、「入金を確認したので、証券を送る。10 口以上のお客様には、1 口余分に送る」と言われた。その後、18 口分のグリーン電力証書が届き、1 口は来月送付と書いてある。
- 消費者は、「サンパワー株式会社」とのやり取りを、業者Aに電話で報告をすると、業者Aに、「1 口当たり手数料 31,500 円を 18 口分支払う。残りの 1 口は 84 万円で購入する」と言われた。また、業者Aに、「代金を支払うので、自宅に伺う」と言われ、不安である。

事例 2

- 業者Bから消費者に電話があり、「株式会社日進商事からパンフレットが送られてくるので、取っておいてほしい」と言われた。
- 後日、「株式会社日進商事」から消費者に封書が届いた。中には、「太陽の恵みをみんなの恵みに太陽光システム」というタイトルで米国の太陽光発電装置の製造事業者

名が付記されたパンフレットと、「合同会社加盟店のご案内」と、「入会申込書（契約書面）」が入っていた。

- パンフレットには、米国の太陽光発電装置の製造事業者がいかに先進的であり、優良であるかを説明しているものの、「株式会社日進商事」が募集している合同会社加盟店についての説明はなかった。
- 「合同会社加盟店のご案内」には、次のような記載があった。
 - ・「加盟店入会金 300,000 円／1 口
 - 価格内訳
 - 加盟入会金 250,000 円
 - 管理組合費 50,000 円
 - ・「加盟店商号 合同会社エコ加盟店」
 - ・「契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約」
 - ・「募集加盟口数 定員 100 人 300 口」
 - ・「契約期間 3 年償還（自動延長あり）」
 - ・「加盟分配金 年利 下限 3 %～上限 6 %を償還利息とする」
 - ・「募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます」
 - ・「発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します」
- その後、業者 B から再び消費者に電話があり、消費者は、「個人でしか購入できないため、高く買い取りするので購入して欲しい」と言われた。消費者は「お金もないし、買えない」と言うと、業者 B に「お金は会社が立て替える」と言われた。
- 消費者が、パンフレットを送ってきた「株式会社日進商事」に連絡をすると、「株式会社日進商事」は、「合同会社エコ加盟店 16 口なら購入でき、今なら 1 口無償でつける」と言った。消費者は後日、合同会社加盟店の申込書面を「株式会社日進商事」に F A X した。
- その後、「株式会社日進商事」から消費者に「グリーン電力証書」が 16 口分送られてきたが、消費者は当初説明のあった、合同会社加盟店と「グリーン電力証書」との関係が理解できなかった。また、「無償でつける」と先に説明された 1 口が同封されていなかった。消費者は、「株式会社日進商事」に無償の 1 口分についてたずねると、「1 か月後の発行になる」と言われた。
- 消費者は、業者 B に連絡をすると、業者 B から「17 口で別会社買い取ってもらう手筈になっており、買い足して欲しい」と言われた。消費者は、「株式会社日進商事」に連絡をすると、「今は 10 口でしか購入できない」と言われ仕方なく 10 口を電話で申し込んだ。消費者は代金の一部を振り込み、残りは業者 B が立て替えた。
- その後、消費者は、業者 B に「証書の書き換えに 1 枚 5 万円の手数料がかかる」、「当てにしていた人物が別の会社に売ってしまったので、その分を買い足して欲しい」などと言われ、次々に 10 口単位で申し込んだ。
- しかしその後、買い取りの話がない。

事例3

- 「フリークライアント合同会社」から消費者に、「太陽の恵みをみんなの恵みに太陽光システム」というタイトルで米国の太陽光発電装置の製造事業者名が付記されたパンフレットと、「合同会社加盟店のご案内」と、「入会申込書（契約書面）」が送られてきた。
- パンフレットには、米国の太陽光発電装置の製造事業者がいかにか先進的であり、優良であるかを説明しているものの、「合同会社フリークライアント」が募集している合同会社加盟店についての説明はなかった。
- 「合同会社加盟店のご案内」には、次のような記載があった。
 - ・「加盟店入会金 300,000 円／1 口
 - 価格内訳
 - 加盟入会金 250,000 円
 - 管理組合費 50,000 円
 - ・「加盟店商号 合同会社エコ加盟店」
 - ・「契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約」
 - ・「募集加盟口数 定員 100 人 300 口」
 - ・「契約期間 3 年償還（自動延長あり）」
 - ・「加盟分配金 年利 下限 3 %～上限 6 %を償還利息とする」
 - ・「募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます」
 - ・「発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します」
- その後、「フリークライアント合同会社」とは別の業者Cから、「フリークライアント合同会社」から白い封筒は届いていないかと消費者に電話があった。消費者が「興味がない」と言うと、業者Cから「この封筒が届いている人しか買えない。お礼をするので申込みだけして欲しい。代金の振込みは、すでにフリークライアント合同会社に行った。」と言われた。消費者が、「何の申込みか」と尋ねると業者Cに、「合同会社エコ加盟店だ。13 口で 390 万円分を申し込んで欲しい」と言われた。消費者が「合同会社加盟店のご案内」を見ると、加盟店商号が「合同会社エコ加盟店」となっており、このことだと思った。
- その後、別の業者Dから業者Cと同じように、「代わりに買って欲しい」と消費者に電話で勧誘があった。消費者は業者Dに、「フリークライアント合同会社から、2 社の代わりに、合同会社加盟店の申込みを行うことは、法に触れるため、あなたが立て替えてくれれば、利益を含めて買い取る」と言われた。消費者は名義変更費も含め、代金を「フリークライアント合同会社」に振り込んだ。
- 数日後、消費者に 13 口分の「グリーン電力証書」が送られてきた。パンフレットや、「合同会社加盟店のご案内」、申込書には、「グリーン電力証書」についての説明はなく、当初説明された合同会社の加盟店に関するものと全く異なるものが送られてきた。さらに、しばらく経って、業者Dに頼まれた証書も届き、その中身も「グリーン電力証書」であった。

(参考) 前記3社の概要は次のとおり(いずれも平成24年1月下旬時点の登記情報提供サービスの「商業・法人登記情報」による)。

ただし、サンパワー株式会社については、商業・法人登記情報が不明なため、同社が消費者に送付した資料の記載事項を掲載した。

サンパワー株式会社

商号	サンパワー株式会社
住所	東京都中央区銀座3-8-4 新聞会館6F
会社成立の年月日	(不明)
資本金の額	(不明)
代表取締役	(不明)

株式会社日進商事

商号	株式会社日進商事
本店	東京都港区海岸一丁目1番1号2312
会社成立の年月日	平成23年7月22日
資本金の額	金300万円
代表取締役	星野 努

フリークライアント合同会社

商号	フリークライアント合同会社
本店	東京都港区六本木七丁目17番33号
会社成立の年月日	平成23年7月19日
資本金の額	金100万円
代表社員	津石 信敏

3. 勧誘の問題点

- 3法人は、米国の太陽光発電装置の製造事業者名を冠したパンフレットを使用し、一部では、同事業者を本社としてその連絡先を記載するなど、あたかも同製造事業者と関係があるかのように装い、「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集をしています。しかし、当庁が同製造事業者に確認した結果、3法人と一切関係がないことが判明しました。
- 当該募集においては、「合同会社加盟店」の具体的な業務内容などその契約の中身が不明確である上、契約後に送付されるのが「グリーン電力証書」と題する文書であることの説明がなされていません。また、当該文書では、「加盟店」契約との関係が明らかにされていません。
- グリーン電力証書の発行に法律に基づく規制はありませんが、3法人から送付される書面には、「グリーン電力」と称されるものに関わる情報(発電電力量、発電方法

等)の記載がなく、当該書面で何が証されるのかが不明確です。もとより、3法人が、「グリーン電力」をどのような趣旨で取り扱っているのかも不明です。

- また、本件の勧誘に当たっては、3法人とは別の者が、当該契約を「代わりに申し込んでくれれば、謝礼と費用を支払う」旨の説明で勧誘する「劇場型」の手口も多く見られます。

4. 消費者へのアドバイス

- 3法人による「太陽光発電事業」との関連をうたった「合同会社加盟店」の募集は、前記のとおり様々な問題点が確認されています。3法人から上記事例で紹介した勧誘資料等が送付されても、応じないようにしましょう。
- グリーン電力証書制度は、個々の民間事業者等によって運営されているもので、法律に基づく規制が課されているわけではありませんが、3社が発行する「グリーン電力証書」は、民間事業者等によって一般的に発行されているグリーン電力証書とは全く異なるものです。
- 本件については、3法人以外の業者を名乗る者から勧誘される「劇場型」も多く確認されており、決して勧誘に応じないようにしましょう。
- 不審に思った場合、断ってもしつこく勧誘される場合などは、すぐに消費生活センターや警察に相談しましょう。

●各地の消費生活センター、消費生活相談窓口（消費者ホットライン）

電話 0570-064-370

●警察（警察安全相談窓口）

電話 #9110

- この文書は、現時点で不適切な勧誘行為等を確認できた事例について、具体的な業者の名前を挙げ注意を呼びかけるものであり、この注意喚起で名を挙げていない事業者による勧誘について問題がないことを示すものではありません。「太陽光発電事業」の「合同会社加盟店」の募集に関し、他の事業者からこの注意喚起で紹介した事例と類似した募集があった場合も、上記各アドバイスを参考としながら慎重に対応してください。

(参考) [「実体不明の『グリーン電力証書』の販売トラブル」](#)（平成24年2月2日独立行政法人国民生活センター発表）

(以 上)

勧誘パンフレット等の記載の詳細

＜サンパワー株式会社から送付された「合同会社加盟店のご案内」及び「重要事項約款」と題する資料の記載概要（抜粋）＞

「合同会社加盟店のご案内」

加盟店入会金 500,000 円／1 口

■価格内訳

加盟入会金 450,000 円

管理組合費 50,000 円

募集事項

加盟店商号 合同会社エコ加盟店

契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約

募集加盟口数 定員 100 人 300 口

契約期間 1 年償還（自動延長あり）

加盟分配金 年利 下限 3 %～上限 6 %を償還利息とする

募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます

発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します

「重要事項約款」

事業者名 ○○○○（注 1）

事業所 △△△△（注 2）

指定役務に係る開設日 2011 年 8 月 31 日

募集人数 指定 1 次募集 100 名 300 口

指定 2 次募集 50 名 500 口

指定 3 次募集 25 名 500 口

一般 4 次募集 100 名 500 口

募集期間 定員満了次第終了

発行証明 当該承認後、ご本人名義の発行証書をお申込住所に送付致します。

（注 1）「○○○○」には、米国の太陽光発電装置の製造事業者名が記載されている。

（注 2）「△△△△」には、米国の太陽光発電装置の製造事業者の住所及び電話番号等が記載されている。

<株式会社日進商事から送付された「合同会社加盟店のご案内」及び「重要事項約款」と題する資料の記載概要（抜粋）>

「合同会社加盟店のご案内」

加盟店入会金 300,000 円／1 口

■価格内訳

加盟入会金 250,000 円

管理組合費 50,000 円

募集事項

加盟店商号 合同会社エコ加盟店

契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約

募集加盟口数 定員 100 人 300 口

契約期間 3 年償還（自動延長あり）

加盟分配金 年利 下限 3 %～上限 6 %を償還利息とする

募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます

発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します

「重要事項約款」

本社 〒105-0022 東京都港区海岸 1-1-1-2312

事業所 〒110-0005 東京都台東区上野 1-7-12 得永ビル 3 F

指定役務に係る開設日 2011 年 8 月 31 日

募集人数 指定 1 次募集 100 名 300 口

指定 2 次募集 300 名 300 口

指定 3 次募集 300 名 200 口

一般 4 次募集 100 名 500 口

募集期間 定員満了次第終了

発行証明 当該承認後、ご本人名義の発行証書をお申込住所に送付致します。

<フリークライアント合同会社から送付された「合同会社加盟店のご案内」及び「重要事項約款」と題する資料の記載概要（抜粋）>

「合同会社加盟店のご案内」

加盟店入会金 300,000 円／1 口

■価格内訳

加盟入会金 250,000 円

管理組合費 50,000 円

募集事項

加盟店商号 合同会社エコ加盟店

契約形態 預託金制度に基づく所有権設定契約

募集加盟口数 定員 100 人 300 口

契約期間 3 年償還（自動延長あり）

加盟分配金 年利 下限 3 %～上限 6 %を償還利息とする

募集方法 弊社よりご案内をさせて頂いた方のみご入会頂けます

発行証明 当該承認後、発行証書をお申込ご住所にご送付致します

「重要事項約款」

事業者 ○○○○（注）

申込代行会社 フリークライアント合同会社

〒106-0032 東京都港区六本木 7-17-33 サナダビル 1F

指定役務に係る開設日 2011 年 8 月 31 日

募集人数 指定 1 次募集 100 名 300 口

指定 2 次募集 300 名 300 口

指定 3 次募集 300 名 200 口

一般 4 次募集 100 名 500 口

募集期間 定員満了次第終了

発行証明 当該承認後、ご本人名義の発行証書をお申込住所に送付致します。

（注）「○○○○」には、米国の太陽光発電装置の製造事業者名及び、住所、電話番号等が記載されている。